

久留米市公告第 1 2 7 号

久留米シティプラザ清掃業務委託について以下のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び久留米市契約事務規則第 4 条の規定により次のとおり公告する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

久留米市長 大久保 勉

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号
1 市（委）第 15 号
- (2) 件名
久留米シティプラザ清掃業務委託
- (3) 履行場所
久留米シティプラザ
久留米市六ツ門町 8 番地 1
- (4) 履行期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格
4, 3 9 1, 0 0 0 円（税抜き月額）
- (6) 最低制限価格
3, 2 9 3, 2 5 0 円（税抜き月額）

2 業務概要

別紙仕様書を参照のこと。

3 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有すること。
- (2) 久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成 4 年 5 月 1 日庁達第 8 号）第 5 条第 1 項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業所が掲載されている者であること。
- (3) 名簿に「建物清掃」で登録されている業者であること。
- (4) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）」第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (5) 平成 22 年 4 月 1 日以降、延べ床面積が 5,000 m²以上の建築物（同一敷地内に複数の建築物があり、複数建築物の清掃業務を一括して受託している場合はその合計面積とする。）の清掃業務の元請負としての履行実績（1 年以上）を有すること。

(6) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）により、指名停止措置を受けている者でないこと。

(7) 前7号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イ又はウに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ ①または②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合（協同組合で入札参加した場合、当該組合の構成員は入札参加できない。）

(8) 欧州連合の供給者の入札参加に関する事項

① この競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

② 特例政令に規定する欧州連合の供給者にあつては、上記「3. 入札参加資格」の(1)に掲げる要件を満たすことを要しない。

③ 特例政令に規定する欧州連合の供給者であつて、久留米市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者がこの競争入札への参加を行おうとする場合は、競争入札参加資格申請書（業務委託用）（以下「審査申請書」という。）を提出すること。

④ 「審査申請書」の様式は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。

⑤ 審査申請書の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和2年1月21日（火）まで

場所 久留米市庁舎13階 総務部契約課

方法 郵送又は持参（郵送の場合、期間内必着）

4 仕様書等の入手場所

(1) 入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ/トップページ/市からのお知らせ

/久留米シティプラザ清掃業務委託入札について

(URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

5 質問受付期間、受付方法及び回答方法

(1) 受付期間

公告日から令和2年1月21日(火)午後5時00分まで

(2) 受付方法

質問事項を所定の様式(様式第4号)により作成し、メール添付またはFAXにより下記に送付すること。電話等による質問は受け付けない。またメールまたはFAXの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

久留米市市民文化部久留米シティプラザ施設運営課

・メール kcp-u@city.kurume.fukuoka.jp

・FAX 0942-36-3086

(3) 回答方法

令和2年1月24日(金)までに質問者にメールまたはFAXで回答。ただし、質問内容によっては、久留米市ホームページにて回答する。

6 入札説明会は実施しない

7 開札日及び開札場所

令和2年1月30日(木) 11時00分

久留米市六ツ門町8番地1 久留米シティプラザ4階 スタジオ1

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

必要(契約締結時に契約金額に12月を乗じた金額の10%以上を付すこと)

ただし、久留米市契約事務規則第27条各号に該当する場合は免除

10 契約条項を示す場所

事務局(24に記載)

11 議会の議決

不要

12 入札参加必要書類 各1部

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）」第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録証明書の写し（上記 3（4））
- (2) 業務履行実績を証する契約書等の写し（上記 3（5））

1 3 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

1 4 入札の中止等

不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1 5 入札の方法

- (1) 郵便による入札とする。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額（月額）から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、商号（名称）・代表者職氏名・住所を記入し、押印のうえ、長形 3 号サイズの封筒に封入すること。
- (4) (3) 及び 1 2 入札参加必要書類を、角形 2 号サイズの封筒に封入し、一般書留又は簡易書留にて、下記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。
 - ア 締切日時：令和 2 年 1 月 2 8 日（火） 1 7 時（必着）
 - イ 指定場所：〒 8 3 0 - 0 0 3 1 久留米市六ツ門町 8 番地 1
久留米シティプラザ施設運営課
- (5) (3) 及び (4) いずれの封筒にも、表面に入札番号、件名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。
- (6) 応札が 1 者であった場合においてもその入札は有効とする。

1 6 入札書の引き換え・辞退

郵送した入札書及び入札参加必要書類は、締切日時前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、開札までに久留米市市民文化部久留米シティプラザ施設運営課に入札辞退届（様式第 3 号）を事前に提出しなければならない。

1 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所、使用印鑑、技術者等）が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。
- (2) 入札参加必要書類の提出が無い場合。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合。
- (4) 協同組合と当該組合の構成員がどちらも入札に参加した場合、協同組合と当該組合の構成員の入札。

18 開札の立会

- (1) 開札の立会人は、入札参加者のうち2者を指名し、立ち合わせる。指名された者以外の開札場所への入室は認めない。
- (2) 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、電話及びFAXにより連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。
- (3) 前2号の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

19 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。以下同じ。）の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者を除く）を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (2) 前項の規定により落札候補者となった者については、「3 入札参加資格」に記載する入札参加資格について審査を行う。
- (3) 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

20 入札結果の通知

「19 落札者の決定方法」の規定による落札者に対しては、開札後決定次第速やかにその旨を通知する（入札価格が最も低い者が競争入札参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。）とともに、契約締結についての要件を通知する。

21 落札決定の取消し

落札者が「3 入札参加資格」の要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

22 暴力団排除措置

落札者は、久留米市指定の契約書を提出する際に、久留米市指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、併せて提出しなければならない。

2 3 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された入札参加必要書類は、返却しない。
- (3) 提出された入札参加必要書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 入札参加必要書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、本公告に示された契約関係規程（久留米市ホームページに掲載）を熟読したうえで入札しなければならない。また、地方自治法、政令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

2 4 事務局

詳細不明な点は下記に問い合わせること

久留米市市民文化部久留米シティプラザ施設運営課

〒830-0031

久留米市六ツ門町8番地1 久留米シティプラザ

電話 0942-36-3000

FAX 0942-36-3086

メール kcp-u@city.kurume.fukuoka.jp